

激変する世界情勢下にある中国事業の新展開 ～外商投資法を中心とした新法令を踏まえて～

2020年11月20日
国立研究開発法人 科学技術振興機構 主催

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)
パートナー弁護士 劉新宇 (Liu Xinyu)

目次

一

中国経済の近況と対中投資の動向

二

外商投資法その他関連法令の施行に伴う外資への影響

三

民法典の施行に伴う外資への影響

四

対中投資における外貨管理の課題

五

輸出管理規制の最新動向

01

中国経済の変化

02

日本企業による対中投資の状況

03

中国における最新の政策動向

1. 中国経済の概況

(1) GDP、国民収入の増加



2019年度国内総生産額 (GDP)

990,865億元（前年比6.1%増）



2019年度通年の全国民1人あたりの可処分所得 (DI)

30,733元（前年比8.9%増）、
価格要因を差し引いた実質的な増加率は前年比5.8%

出典：中国国家統計局ホームページ
「2019年国民経済運行総体平穏発展主要預期目標較好実現」

※特別な説明がない限り、この資料における「対中」・「中国」とは、いずれも「中国本土」という意味を指し、
中国香港、中国澳門、中国台湾を含まない。

(2) 中国の外貨準備高の変化

2019年末の国家外貨準備高

31, 079億ドル（前年比352億ドル増） [1]

通年の人民元平均レート

1ドル6.8985元（前年比2.0%増） [2]

(3) 貨物の輸出入



2018年度の貨物輸出入総額[3]

305, 050億元（前年比9.7%増）
 輸出：7.1%増の16.42万億元
 輸入：12.9%増の14.09万億元



2019年度の貨物輸出入総額[4]

315, 446億元（前年同期比3.4%増）
 輸出：5.0%増の17.23万億元
 輸入：1.6%増の14.31万億元



2018年度の貨物貿易黒字

23, 303億元（前年比5, 217億元減）



2019年度の貨物貿易黒字

29, 150億元（前年同期比25.4%増）

出典：[1]中国国家外貨管理局ホームページ

[2]中国貨幣網

[3] [4]中国国家統計局ホームページ

「2019年国民経済運行総体平穩 発展主要預期目標較好実現」

2. 経済発展・外商投資の最新動向



2020年外資利用額

第1四半期：前年同期比10.8%減
4月：前年同期比11.8%増
5月：前年同期比7.5%増
…

出典：商務部統計データ



2020年国内総生産額 (GDP)

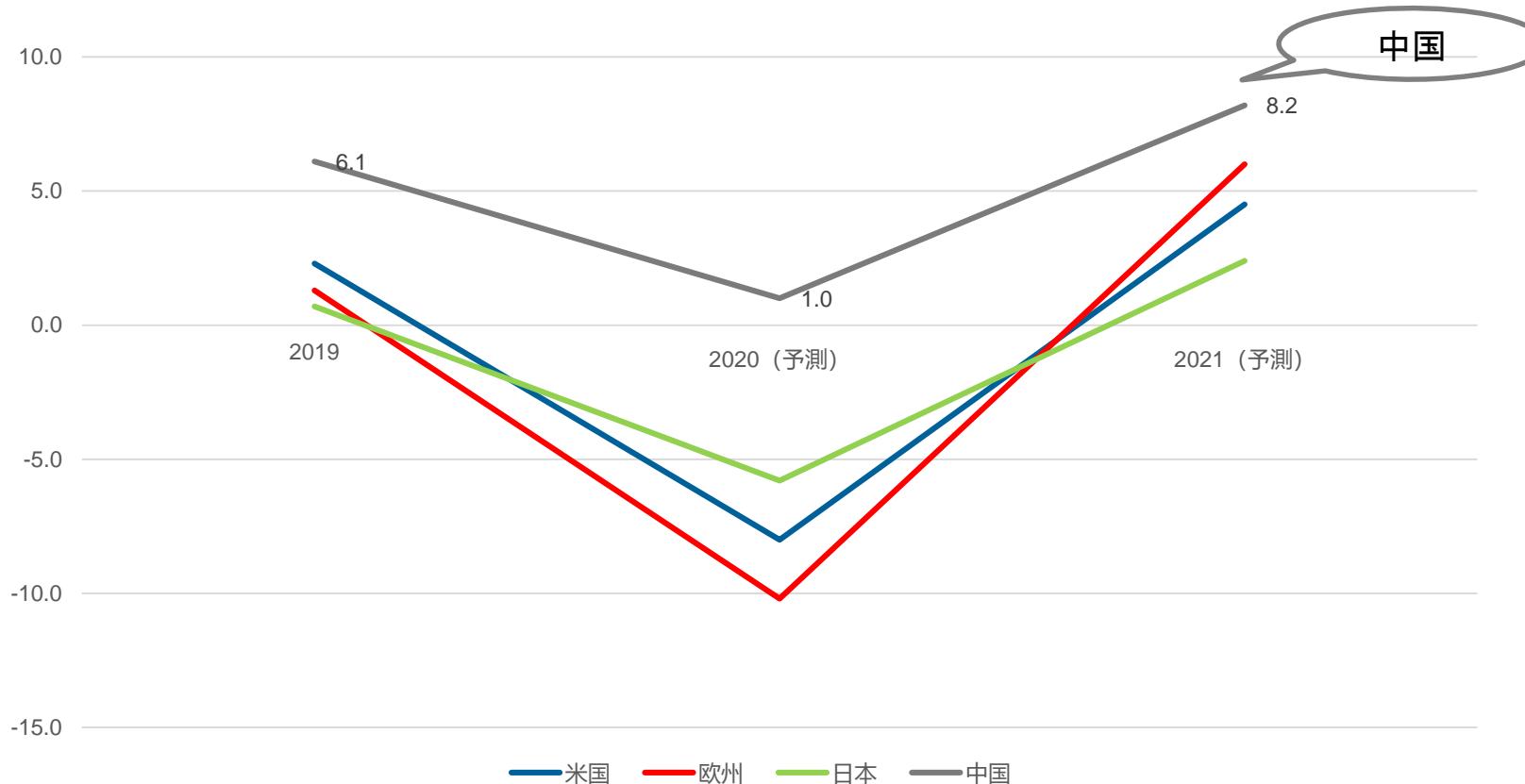
第1四半期：前年同期比6.8%減
第2四半期：前年同期比3.2%増
第3四半期：前年同期比4.9%増

出典：国家統計局統計データ



- 新産業、新ビジネスモデルの発展による貢献大
- 新型コロナウイルス流行からの早期回復も要因

3. 2020年及び2021年のGDP成長率



IMF報告によるところ、
中国が依然として他国を
リード。

1. 在中国日系企業の経営環境の変化



人事コスト上昇・
費用増加



経営資源の
非効率性



品質管理の難しさ



中方との経営手法等
の不一致



経営戦略の妥当
性の欠如



米中貿易摩擦



現地事業の
経営不振



行政の
「放管服改革」(※)



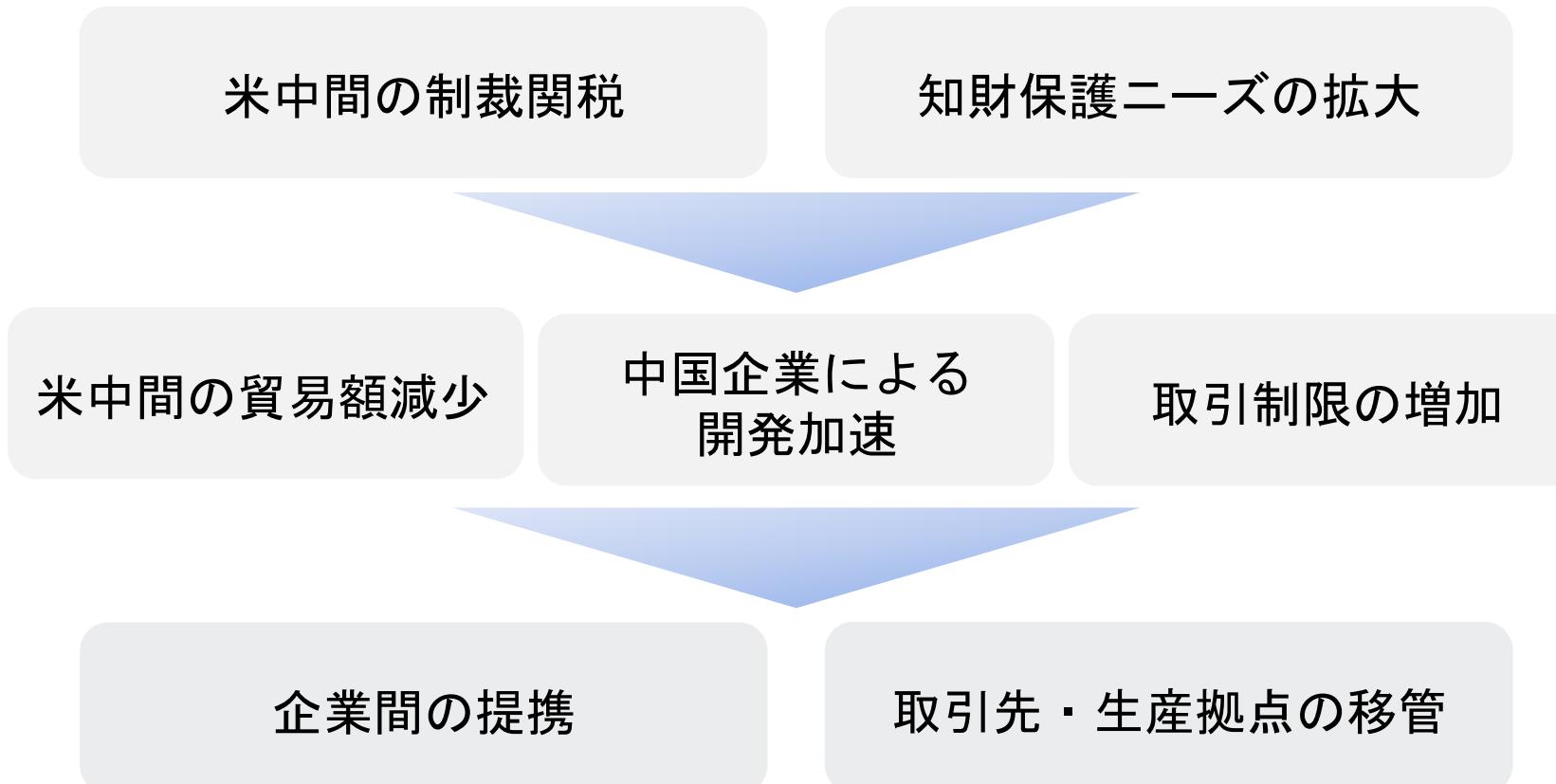
新型コロナの影響



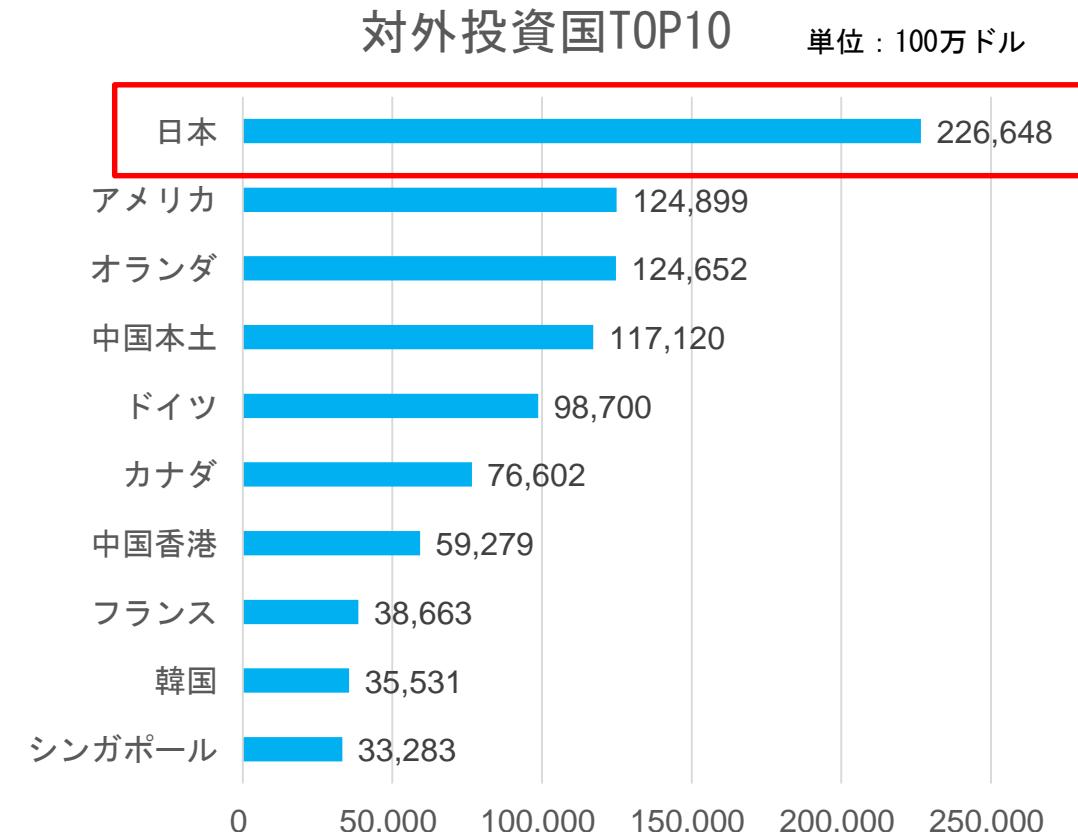
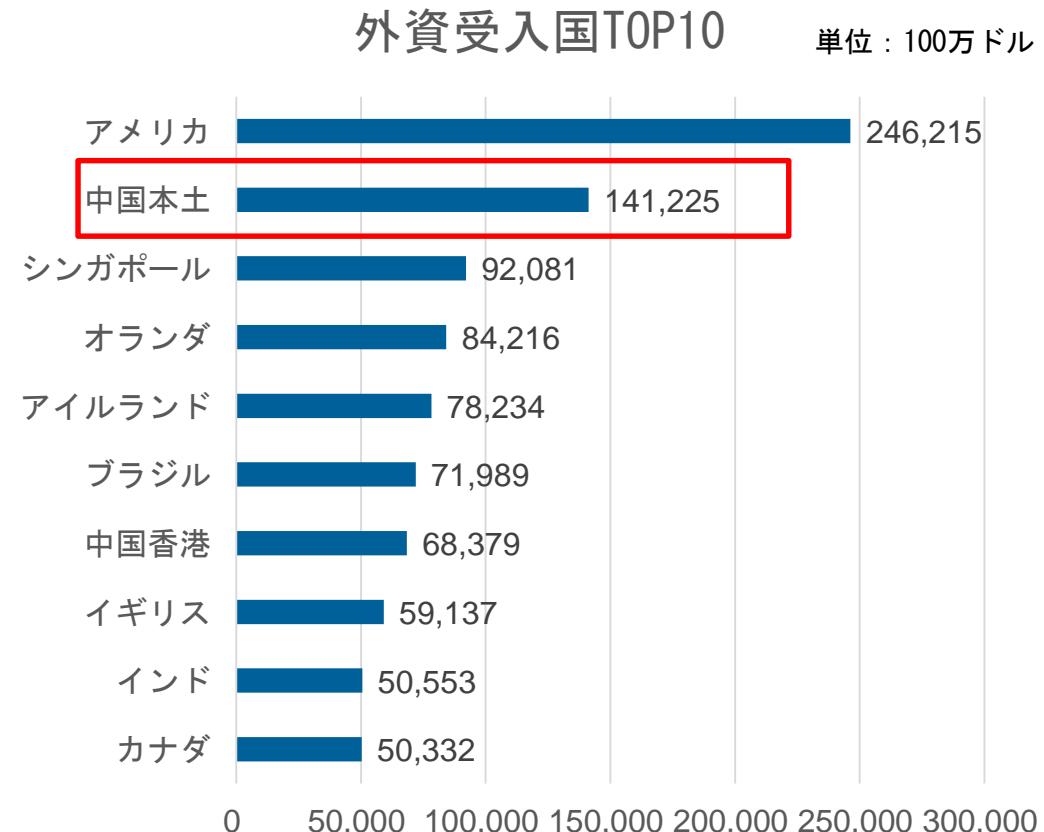
外商投資法による
内資・外資の平等
待遇

※「放管服改革」：行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化

2. 米中貿易摩擦による影響

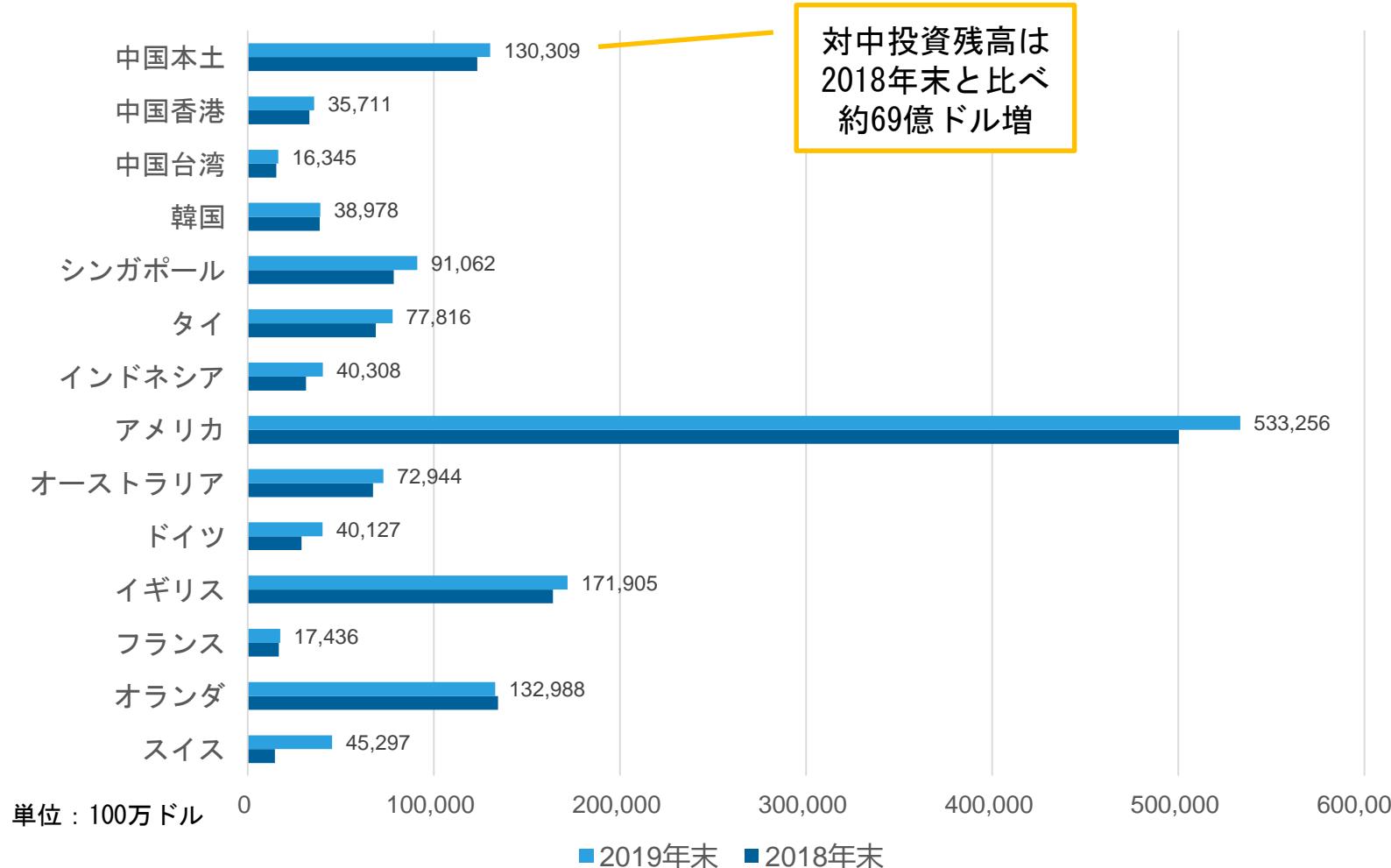


3. 世界の外資受入国、対外投資国・地域別TOP10



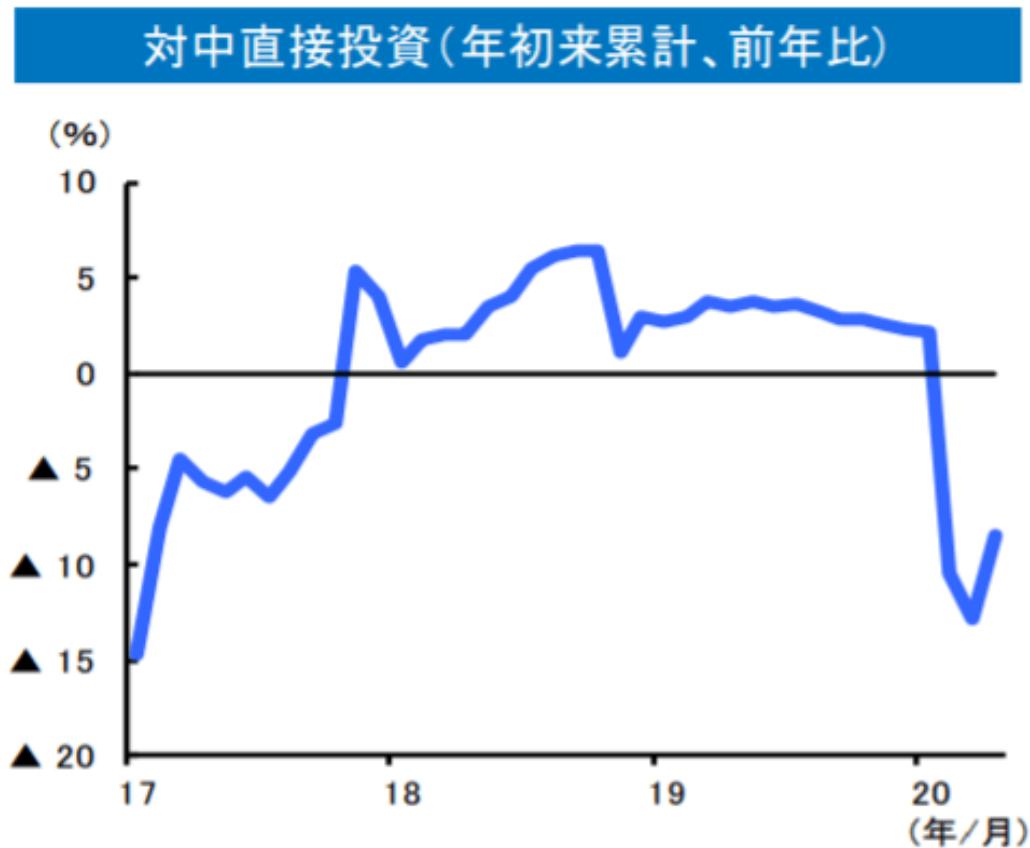
出典：UNCTAD World Investment Report 2020

4. 日本の対外投資残高（2019年末）



出典：JETRO 日本の直接投資残高統計データ
<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>

5. 日本企業の対中投資



今年1~4月の対中直接投資は前年同期比で8.4%減少するも、5月以降、一部日系会社は中国事業を拡大

(下記は一部の日系企業の投資事例)。

NO	社名	形態	概要
1	電子メーカー	合弁設立	中国のナビゲーション会社と新エネルギー商用車管理サービスを手掛ける合弁会社を北京に設立。
2	総合商社	合弁設立	世界トップ500にランクインする中国の金融・多産業会社の子会社と産業コンサルティング会社を北京に設立。
3	自動車メーカー	合弁設立	中国の自動車メーカー等5社とともに、燃料電池を研究開発する会社を北京に設立する。
4	自動車部品メーカー	事業統合	中国統括会社を江蘇省から天津市へ移転。
5	鉄鋼関連会社	子会社化	プラント用非汎用性圧縮機の生産を手掛ける蘇州の企業への出資比率を4割から7割に引き上げ、子会社化した。
6	電力製品メーカー	事業拡大	上海の工場で5G関連製品向け部材の原料となるVE・EM樹脂増産のため、設備を増設した。
7	不動産会社	事業買収	インターネットでの不動産仲介を手掛ける不動産会社が、中国の投資家向けに不動産情報を提供している日中企業共同事業を買収。

※「グローバル経済と主要産業の動向」日本総研作成

※新聞報道をもとに弊所作成

6. 日本の対中輸出回復からみる今後の対中直接投資



中国の内需向けの輸出

新型コロナ感染拡大の抑制に成功しつつある
中国の内需回復に合わせて、輸出も回復傾向



中国経由の先進国向け輸出

中国から先進国への輸出急減に伴う低迷が継続するも、先進各国の経済活動の再開に伴い、
先進国への輸出回復の兆し。
今後、日本から中国経由の先進国向けの輸出
増加が期待される。



日本の対中直接投資の拡大にもつながる

日本の実質輸出の推移（全世界向け、中国向け）



※日本銀行「実質輸出入の動向」を基にMURCが作成したもの

7. 生産拠点の日本国内回帰や第三国への移転・多元化

回帰・移転の要因

- ・新型コロナウイルスの影響：日本国内で製造業のサプライチェーンが寸断
(中国武漢市は自動車産業の集積地、操業停止により中国からの部品輸入が途絶えた自動車メーカーは生産停止に追い込まれた。)

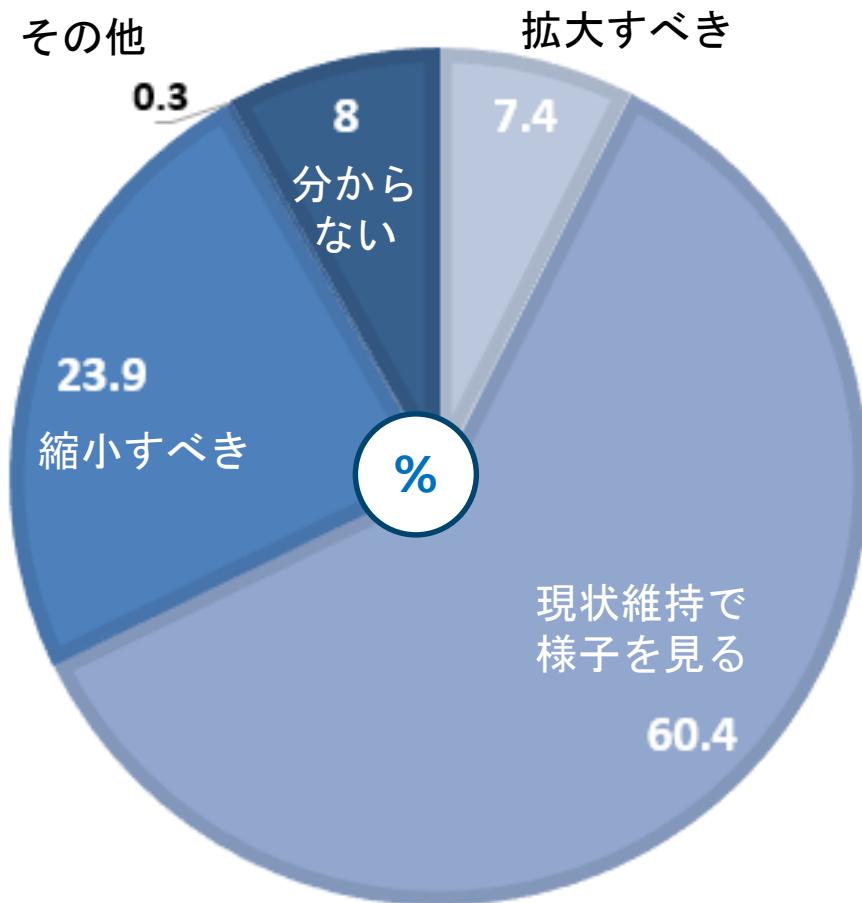
日本政府の緊急対応策

- ・サプライチェーンの強化、**総額3,295億円の補助金** (2020年10月16日に860億円追加)
- ・**支援対象**：生産拠点の集中度が高い製品・部素材の生産拠点の整備
国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備
→工場新設や設備導入費用の一部を補助
- ・現状：日本国内投資促進：マスク製造事業など57件に計574億円を補助 (2020年7月18日時点)
供給網の分散化：30件を支援事業として採択 (2020年7月18日時点)



- ・補助金を受けたのは、主に中国などに依存するマスクや医療品、部素材などの医療関連
- ・日本企業の大規模な国内回帰、東南アジアへの移転が生じる可能性は低いとの意見あり
理由：中国が極めて重要な市場であること
日本企業は中国でなおも成長維持の余地があること
産業移転には高額のコストを要すること

8. 日系企業の対中投資展望



※出典：日経リサーチなどの調査

現在の中国事業について
日本企業の中国担当者約1000人へのアンケート



楽観と悲観

市場ポテンシャルは高く、簡単に手放せない

グループ企業など密接な
関係があるため容易に
撤退できない

海外戦略にはなくては
ならない国

人件費等が高騰して生産
供給地としての使命は終えた

これ以上の投資は
回収リスクが高い

9. 中国国内移転

これまでの国内移転の要因

- ・都市化の進展：工場の立地も徐々に市街地へ
- ・環境保護の規制強化：化学工業企業などは特に影響を受ける
- ・土地計画の調整：工場の敷地が政府の計画調整地に含まれる
- ・その他自社戦略：人件費削減、川上・川下企業などとの地理的な隣接性、優遇政策により取得した土地使用権の売却による資産活用など

2020年以降、新型コロナウイルスの影響

- ・湖北省の自動車メーカーが一時生産停止に追い込まれるなど、
[中国においては生産拠点の合理的な配置・分散化の重要性を意識する契機に](#)

1. 中国政府としての直近の外商投資拡大策

3月4日

中央政治局常務委員会会議：外国貿易、外商投資の安定化を提唱

3月9日

国家発展改革委員会「外商投資安定化11条」：
生産回復、重大プロジェクトの推進、ネガティブリストの確実化等に注力

4月1日

商務部による「新型コロナウイルス流行に対応し、改革開放を一層進め、外資の業務を
安定させる取り組みに関する通知」の公布
計24項の措置：正常な生産経営秩序の回復、外商投資環境の最適化継続

6月1日

「海南自由貿易港建設全体計画」の公布：
中国海南自由貿易港の建設開始、外資誘致活動の新展開

6月23日

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)の公布：
商用車生産、都市の上下水道建設などの分野で外資の出資比率規制を緩和・撤廃
(今回のリストは33項目、前回より7項目減少)

※いずれも2020年

2. 海南自由貿易港

中国海南自由貿易港の建設と外資誘致活動の新展開

建設目標：貿易・投資の自由化・円滑化をめぐり、
より広範、特恵的な対外開放を段階的に整然と推進し
国際的な高水準の経済貿易規則のベンチマー킹を創出し
強い影響力ある国際的な自由貿易港へ

主な優遇政策	租税	2025年までの輸入商品に対する「ゼロ関税」の段階的な全面実行 企業所得税の低税率(15%) (ネガティブリスト産業は除く)
	輸出入	一部貨物・物品の輸出入規制緩和 中継輸送貨物及び出国貨物に関する特別な管理
	貨物貿易	保管期限・場所が無制限、越境サービス貿易の制限緩和
	外貨	外商投資企業の資本金使用範囲の緩和など
	投資管理	市場参入緩和特別リスト、外商投資ネガティブリストの制定を推進中

中国海南自由貿易港への投資、美しい未来の共創

◆ 地理的な優位性

海南省

陸地総面積：3.54 万km²

香港・シンガポールの35倍、ドバイの8.75倍に相当

海域面積：200万km²に上る中国最大の省



◆ 広範かつ特恵的な誘致政策

- ・貿易・投資の自由化・円滑化をめぐり
国際的な高水準の経済貿易規則を整備
- ・完備された海南自由貿易港体系を確立
- ・より多くの国内外の投資を誘致



◆ 中国の対外開放の新たな局面の中で依然として重要な戦略的役割

中国海南自由貿易港への投資、美しい未来の共創



- ◆ 中国の改革開放の深化の「試行地区」として
対内・対外的な開放の先駆者の優位性と制度上の優位性
- ◆ 国及び政府が提供する優遇政策は、
海南自由貿易港参入企業の投資コストを確実に軽減するとともに、
企業及び事業者の収入と利潤を向上させることが可能
- ◆ 後続して実施される一連の関連法令・措置も、
企業に対して投資の安心と安定した収益の享受の実現が予想される



- ・全世界の投資家による海南への投資と起業
- ・海南自由貿易港の新たな機会と発展の共有



「关于海南自贸港，这些风险锦囊请带上」

中国税關
2020年7月号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

01

外商投資法及びその実施条例の概要

02

その他外商投資関連の法改正動向

03

外商投資企業の取引における留意点

1. 中国外商投資法について

- 2019年3月15日公布、2020年1月1日より施行
- 総則、投資促進、投資保護、投資管理、法的責任、附則の6章、計42条による構成
- 旧「外資三法」（外資企業法、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法）に代わり、外商投資に関する基本法としての位置付け
- 同法の実施条例は2019年12月26日に公布され、2020年1月1日より外商投資法と同時に施行開始



2. ネガティブリスト管理制度

外商投資法 4条1項～3項

国は、外商投資に対し、参入前内国民待遇及びネガティブリストの管理制度を実行する。

- 前項に定める参入前内国民待遇とは、投資参入段階において外国投資者及びその投資に対し、本国投資者及びその投資を下回らない待遇を与えることをいい、ネガティブリストとは、国が特定分野において外商投資に対して実施することを規定する参入特別管理措置をいう。国は、ネガティブリスト以外の外商投資に対し、内国民待遇を与える。

ネガティブリストは、国務院が公布し、又は公布を許可する。

外商投資法 28条

外商投資参入ネガティブリストに定める投資禁止の分野において、外国投資者は、それに投資してはならない。

外商投資参入ネガティブリストに定める投資制限の分野において、外国投資者がそれに投資する場合には、ネガティブリストが定める条件に適合しなければならない。

外商投資参入ネガティブリスト以外の分野において、内資・外資一致の原則に従い管理を実施する。

外商投資法の意義：法律としてネガティブリスト制度を初めて定めた

(1) 外商投資が制限される分野に対する規制の手段

これまでの規制

届出制度の適用がなく、商務部門による認可が依然として必要

実施条例における規定

34条1項 **関連主管機関**の法による職務遂行の過程において、ネガティブリストに適合しない外国投資者の投資に対する許可、企業登記登録等の事項を取り扱わず、固定資産投資プロジェクトの認可に関する場合の承認事項も取り扱わない



参考: 従来の外商投資規制

内容	主管機関	権限
プロジェクト管理	発展改革委員会	認可制又は届出制による外商投資プロジェクトの管理
外資参入	商務主管機関	届出制（ネガティブリスト外）又は認可制（ネガティブリスト内）による外商投資企業の設立・変更の管理
業界参入	業界主管部門	外商投資企業の資質審査、業界主管部門の許可による外商投資企業の管理（電信、出版など）
企業登記	市場監督管理部門	登記制度による外商投資企業の設立・変更・抹消の管理

- 商務部門による専門的な外資参入審査認可は廃止

(2) 外国投資者にとっての留意点

① 外国投資者自身の責任の顕著化

ネガティブリストへの適合性審査について最終的な責任を負う機関を定めていない一方…

実施条例34条2項：

各主管部門においては、ネガティブリストの規定の執行状況に対する監督検査を強化しなければならず、外国投資者がネガティブリストに定める投資禁止の分野において投資を行い、又は外国投資者の投資活動がネガティブリストに定める制限的参入特別管理措置に違反したときは、外商投資法36条の定めに従い処理する。

* 外商投資法36条：

投資禁止の分野：原状回復、違法所得の没収

投資制限の分野：期間を定めた是正。是正しない場合は投資禁止の分野と同様の処理。

② 各主管部門の審査の関係

- 「『外商投資法』の貫徹・実行、外商投資企業登記管理作業の遂行に関する市場監督管理総局の通知」2条

業界主管部門が登記登録前に企業経営許可事項を許可した場合、
登記機関においては参入特別管理措置に定める要件への適合性審査を重複して行わない

- ネガティブリストへの適合性審査に関する各部門の職務分掌の更なる明確化が期待される

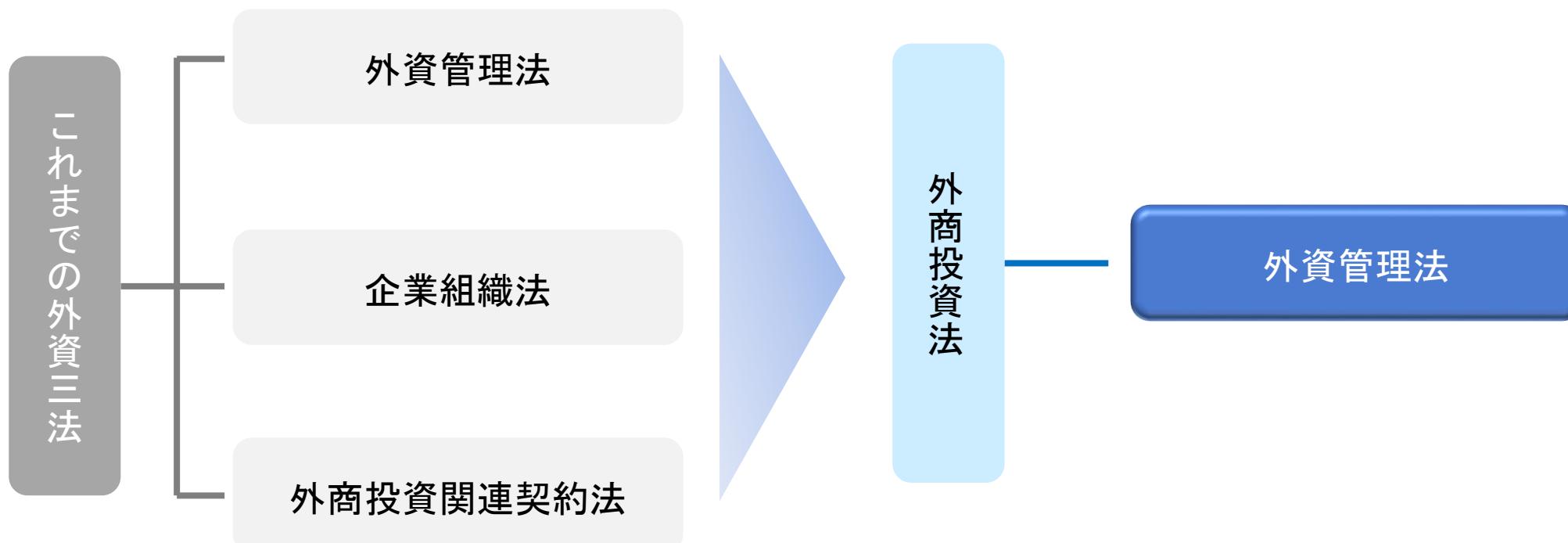
③ 投資契約が無効となるリスク

- ネガティブリスト分野で成立した投資契約が無効となる可能性も（詳細は後述）

3. 企業の組織形態・組織機関に関する法制度の統一

外商投資法31条

外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則は、中華人民共和国会社法、中華人民共和国パートナーシップ企業法等の法律の規定を適用する。





外商独資企業

組織機関等は、従来の内資系企業と大差がなく、法令改正による変更が少ない。



中外合弁企業

組織機関等に大きな変更が生じる。



中外合作企業

企業類型としてこれから消えていく。

4. 既存外商投資企業に適用される移行期間

外商投資法42条2項

- 本法施行前に中華人民共和国外合弁企業法、中華人民共和国外資企業法、中華人民共和國中外合作經營企業法により設立された外商投資企業は、本法施行後5年以内においては、従来の企業組織形態等を継続して留保することができる。
具体的な実施弁法は、国務院が定める。

実施条例44条

- 外商投資法施行前に設立された外商投資企業については、外商投資法施行後の5年間において、会社法、パートナーシップ企業法に従いその組織形態、組織機構等を調整し、法により変更登記を行うことができる一方、従来の組織形態、組織機構等を維持することもできる。
法により組織形態、組織機構等の調整、変更登記を行わなかった場合、企業登記機関において2025年1月1日より当該企業のその他の登記事項を取り扱わず、関連する状況を公示することができる。



既存の外商投資企業（特に合弁企業）への影響

5. 政府行為の制限

(1) 政府による承諾(政策承諾)

外商投資法25条

- 地方各レベル人民政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法により行った政策にかかる承諾及び法により締結した各種契約を履行しなければならない。
- 国家利益、社会公共利益のために政策にかかる承諾、契約の約束を変更する必要がある場合、法定権限及び手続に従い実施し、かつ、法により外国投資者、外商投資企業がそれにより受ける損失を補償しなければならない。



- 承諾及び契約は法に適合しなければならない一方、その確実な履行が要求される
- リスクが高いもの： 地方の税収優遇、土地にかかる承諾、補助、政府による担保など

実施条例27条、28条、41条

- ・ **政策承諾の定義及び形式の明確化 :**

各級地方人民政府及びその関連部門が、法定権限内において外国投資者、外商投資企業が当該地区で適用を受ける支持政策、享受する優遇措置及び便宜条件等に關し書面により下す、法律法規の規定に適合する承諾。

- ・ **政府承諾の違約形式の列挙 :**

行政区画の調整、政府の改選、機関又は職務の調整等を理由として違約。

- ・ **違反場合の法的責任 :**

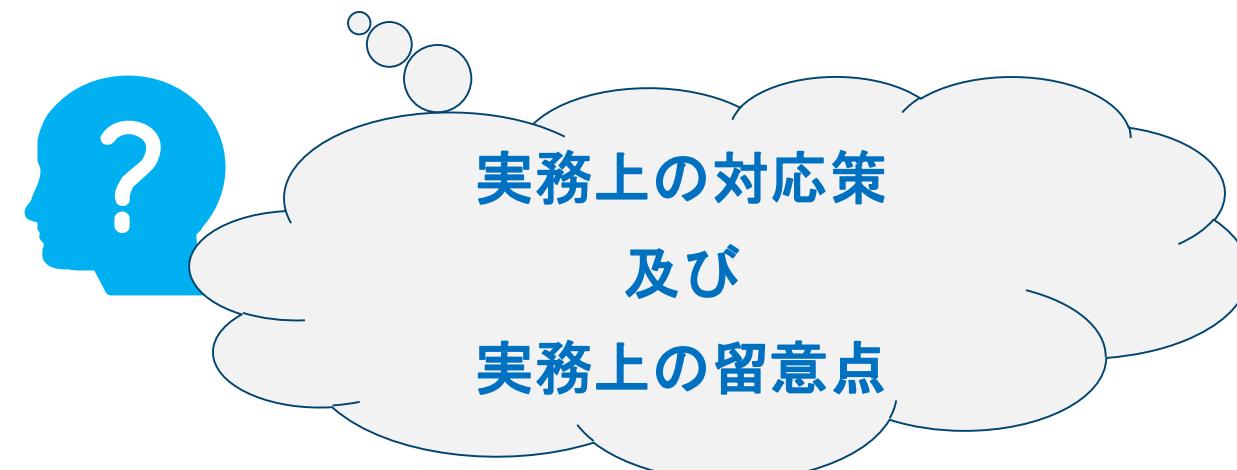
- 政府側が政策承諾、各種契約を履行しなかった場合
- 政策承諾が法定の権限を超えた場合
- 政策承諾の内容が法律法規に適合しない場合



政府、関連部門及びその人員に対し、
法により責任を追及

疑問点

- 政策承諾に関する地方政府の法定権限は、法令上明らかでなく、政府官庁のウェブサイトにも定めがない。
- 承諾及び契約が違法な場合：契約が無効か。



(2) その他制限

外商投資法23条、24条

- ・ **秘密保持義務の履行**：行政機関及びその職員は、職責履行の過程において知り得た外国投資者、外商投資企業の商業秘密に対し、法により秘密を保持しなければならない。
- ・ **法令制定に対する制限**：各レベルの人民政府及びその関連部門が外商投資と関わる規範性文書を制定するにあたっては、法律法规の規定に適合しなければならない。

実施条例25条、26条

- ・ **秘密保持義務の詳細化**：商業秘密に関する資料・情報の提供を職務遂行上の必要な範囲に限定する
知る者の範囲を厳格に限定する
行政機関で健全な内部管理制度を構築する
政府部门間での情報共有にあたり秘密保持処理を行う
- ・ **法令制定に対する制限**：国務院の規定に基づき適法性審査を行うといった義務を追記
行政行為の依拠とした規範的文書は行政不服審査又は行政訴訟の対象となりうる

6. 外商投資情報報告制度（外商投資法34条、実施条例その他関連法令）

①報告義務の発生

- 外国投資者の中国国内での直接投資による会社、パートナー企業の設立（買収を含む）
- 外国（地区）企業による中国国内での生産経営活動への従事
- 外国（地区）企業による中国国内での生産経営活動に従事する駐在員事務所の設立
- 外商投資企業の中国国内での投資（複数レベルの投資も含む）による企業の設立

②報告の種類

- 初回報告（設立登記時）、変更報告（変更登記時）
- 抹消報告（登記抹消時、登記を抹消すれば、抹消報告完了との扱い）、
- 年度報告（毎年1月1日～6月30日）

③報告のルート

- 企業登記システム又は企業信用情報公示システムを通じて報告

④義務未履行の法的責任

- 商務部門は20営業日以内の是正を命じる。
是正しないとき、情状に応じて10万元以上50万元以下の過料が科される。
- 外商投資情報報告システムへの記録、関連行政処罰の情報公示

- 外国投資者も義務の主体になりうることに要注意
- 外商投資企業設立手続等をさらに簡易化、（ネガティブリスト対象外の）届出制度を廃止
- 情報報告制度自体は、外国投資者又は外商投資企業の登記その他手続の要件ではなく、これらの企業新設に対する行政許可でもない。

7. 外商投資安全審査制度

外商投資法35条、実施条例40条

国は、外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響し、又は影響をもたらす可能性がある外商投資

- に対し安全審査を行う。
- 法により下した安全審査決定は、最終決定とする。

外商投資安全審査の申告経路調整に関する国家発展改革委員会の公告(2019年4月30日公布)

- 政府部门の職務調整に基づき、外商投資安全審査の申告先は、従来の商務部から国家発展改革委員会へと変更する。

- 詳細な内容が規定されていないため、今後、関連政府部门が専門的な法令を制定することが予想される
- 比較的特別な制度である
政府の強い権限を確保する意味では、専門的な法令も解釈の余地を残す内容となる可能性も
- 「法により下した安全審査決定は、最終決定とする」との規定は、その決定に対する行政不服審査や行政訴訟を排除するものと解される

1. ネガティブリストと投資契約の効力認定

外商投資法の適用に関する最高人民法院の解釈（2019年12月26日公布、2020年1月1日施行）

- ✓ ネガティブリストの分野で成立した投資契約について当事者がその無効を主張した場合、人民法院はそれを認める
- ✓ 上記の例外として、外国投資者がネガティブリストの制限分野で成立した投資契約に関し、人民法院が有効な決定を下す前に当事者が参入特別管理措置の要求を満たした場合において、当事者が当該契約の有効性を主張したときも、人民法院はそれを認める
- ✓ 投資契約がその締結時にネガティブリストの要求を満たさないものの、有効な決定が下される前にネガティブリストの調整により外国投資者の投資が禁止・制限の分野に該当しなくなった場合、当該契約は有効となる

2. 外商投資法の施行と関連する登記作業

「外商投資法」の貫徹・実行、外商投資企業登記管理作業の遂行に関する市場監督管理総局の通知
(2019年12月28日公布、2020年1月1日施行)

- ✓ 外商投資企業登記手続
- ✓ 外商投資情報報告制度の一部詳細
- ✓ 一部申請材料に関する更なる明確化
- ✓ 移行期間に関する対応の一部詳細

3. 現時点で廃止された法令（一部）

外商投資企業設立変更届出管理暫定弁法	2018年6月30日 改正
外商投資株式会社の設立の若干問題に関する暫定規定	1995年1月10日 改正
外商投資企業投資者の持分変更の若干の規定	1997年5月28日 施行
外商投資企業に関する持分出資に関する商務部の暫定規定	2015年10月28日 改正
.....	

4. 今後の調整が予想される法令（一部）

外国投資者による国内企業の買収の規定	2009年6月22日 改正
外商投資企業の合併及び分割に関する規定	2015年10月28日 改正
外商投資企業の国内投資に関する暫定規定	2015年10月28日 改正
.....	



新たなチャンス

- 政府調達への平等な参加
- 自由意思原則及びビジネス規則に基づく技術提携の展開



留意事項

- 政府による承諾、政府との契約について
- 中外合弁企業の持分譲渡について

参考:会社法71条

有限責任会社の株主間においては、互いにその全部又は一部の持分を譲渡することができる。

株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならぬ。株主は、その持分譲渡事項を書面によりその他の株主に通知し、その同意を求めなければならず、その他の株主が書面通知の受領日から満30日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の半数以上が譲渡に同意しなかった場合は、同意しなかった株主はかかる譲渡持分を買い取らなければならない。買い取らない場合は、譲渡に同意したものとみなす。

株主の同意を得た譲渡持分については、同等の条件において、その他の株主が優先買取権を有する。2名以上の株主が優先買取権の行使を主張した場合は、協議によりそれぞれの買取比率を確定する。協議が調わない場合は、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。

会社定款に持分譲渡について別段の規定がある場合は、その規定に従う。



「新時代に突入した中国外商投資法実務の変貌 —外商投資法の制定に際して」

JCAジャーナル
2019年6月号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。



「中国外商投資の新時代における法整備と実務の変化 －外商投資法実施条例等付属法令の施行」

商事法務 No. 2221
2020年2月5日号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

01

民法典の概要

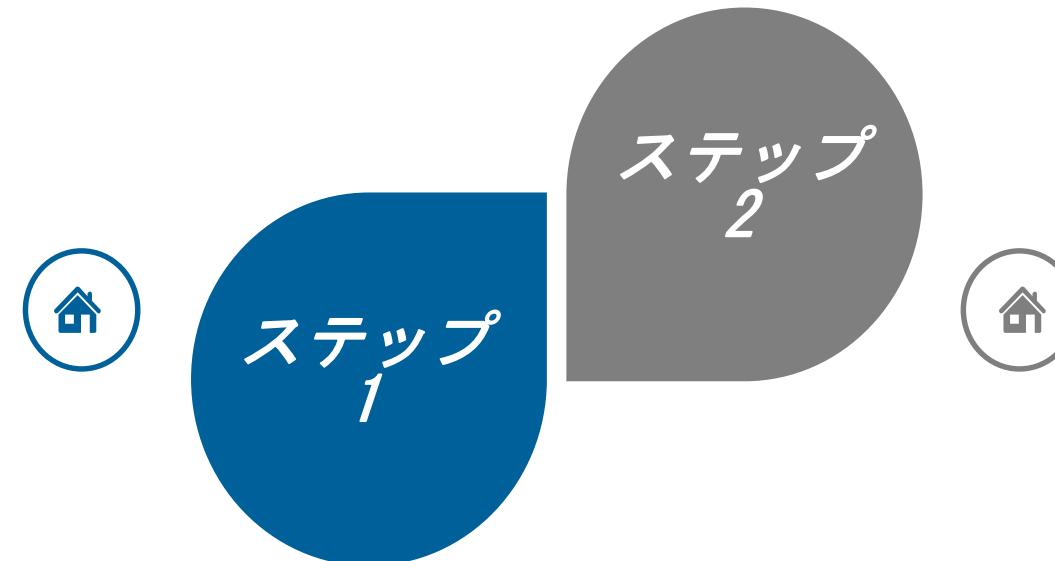
02

外資にとっての重要なポイント

民法典

- 民法典の内容は、**総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編、権利侵害責任編、付則**、これら8つの部分より構成される。同法は合計1,260条、2021年1月1日より施行される。
- 民法総則、民法通則、契約法、担保法、物権法、権利侵害責任法、婚姻法、相続法、養子縁組法等の各法は同時に廃止される。

- 2017年3月、民法総則の可決。民法典制定への2ステップのうち、ステップ1が完了。



- 2018年8月、民法典の各編草案がそれぞれ公布された後、各草案を審議。
- 2019年12月、民法総則と民法典の各編草案が「統合」され、完全版民法典草案が初公開。
- 2020年5月28日、「民法典」が可決された。

1. 契約編

(1) 定形約款

契約法

39条1項

定形約款を採用して契約を締結する場合は、定形約款を提供する一方は、公平の原則を順守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ自己の責任を免除し、又は限定する条項につき合理的な方式を採用して相手方に注意を喚起し、相手方の要求に従い、当該条項につき説明をしなければならない。

契約法司法解釈（二）

9条

定形約款提供側が契約法39条1項の注意喚起及び説明義務に関する規定に違反したために、相手方がその責任を免除又は限定する条項について注意を払っておらず、相手方が当該定形約款の取消を申し立てた場合、人民法院はこれを支持するものとする。

民法典

496条2項

定形約款を採用して契約を締結する場合は、定形約款を提供する一方は、公平の原則を順守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ自己の責任を免除又は軽減するなど、相手方と重大な利害関係を有する条項につき合理的な方式を採用して相手方に注意を喚起し、相手方の要求に従い、当該条項につき説明をしなければならない。定形約款提供側が注意喚起及び説明義務を履行しなかつたために、相手方がそれと重大な利害関係を有する条項について注意を払っておらず、又は理解しなかった場合、相手方は、当該条項は契約の内容とならないことを主張できる。

！定形約款が無効となる状況（497条）

- 民事法律行為の無効事由を有する場合は無効
- 相手方に対し人身的損害をもたらした、又は故意又は重大な過失により相手方に財産的損害をもたらした場合の責任免除条項が無効
- 定形約款を提供する一方当事者が不合理にその責任を免除又は軽減し、相手方の責任を加重し、相手方の主要権利を制限する場合は無効
- 定形約款を提供する一方当事者が相手方の主要権利を排除する場合は無効

(2) 認可取得条項の効力

民法典

502条2項

法律、行政法規の規定の基づき、契約について認可等の手続を行わなければならない場合、その規定に準じる。認可等の手続を行わないことにより契約の発効に影響を与えた場合、契約における認可申請等の義務の条項及び関連条項の効力に影響を与えない。認可申請等の手続を行うべき当事者が義務を履行しない場合、相手方は、当該義務違反の責任の負担を請求できる。



認可を経て初めて発効する契約

例

- 審査認可管理機関が当事者による試掘権、採掘権の譲渡を認可した場合、譲渡契約は認可日より発効する。
(「試掘権・採掘権譲渡管理弁法」)

(3) 経営範囲を超える契約の効力

民法典

65条

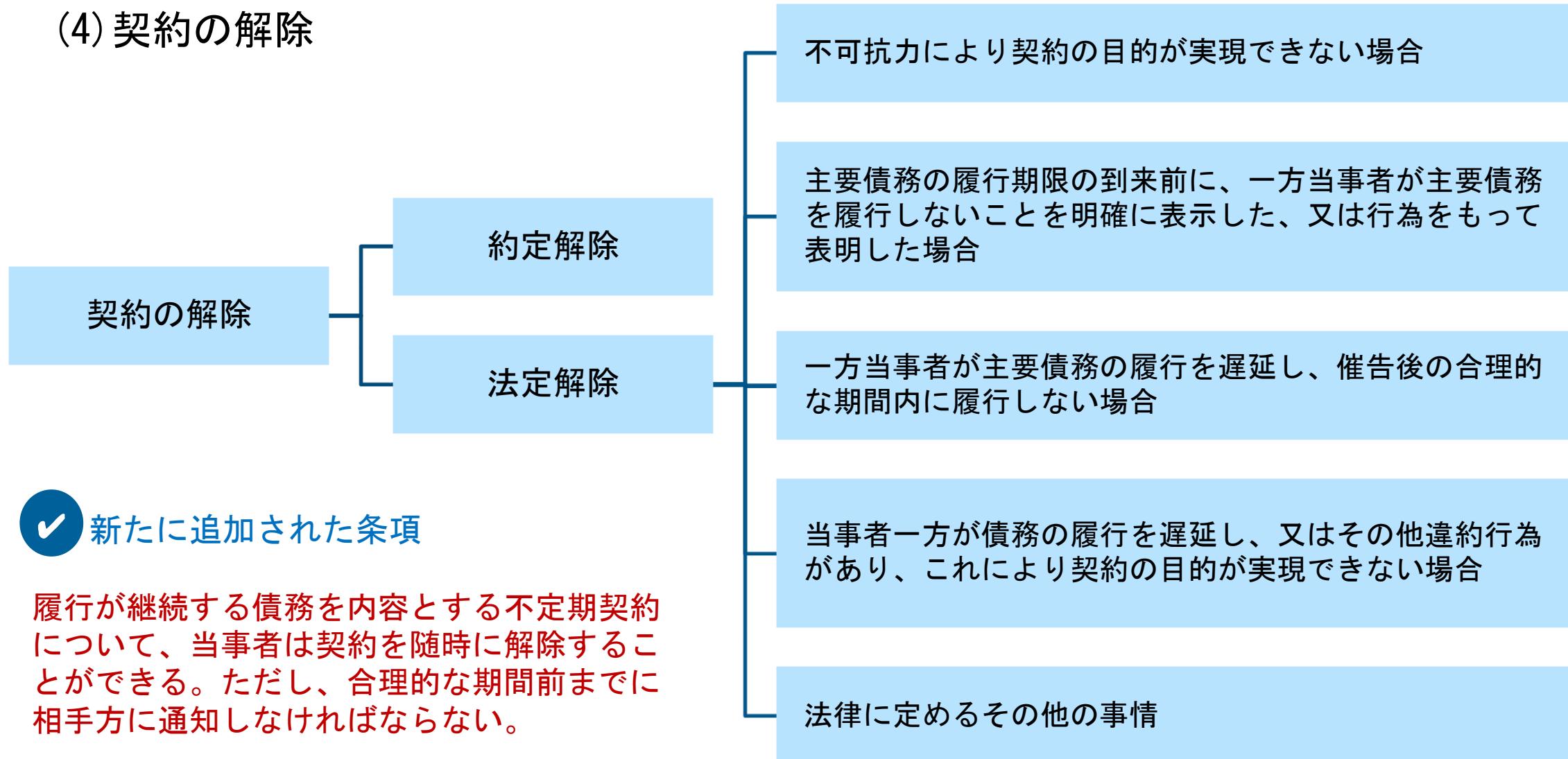
法人の実際の状況が登記事項と一致しない場合、善意の相手方に対抗できない。

505条

当事者が経営範囲を超えて締結した契約の効力は、本法第1編第6章第3節及び本編の関連規定に基づき確定するものとし、経営範囲を超えたことのみをもって、契約の無効を確認してはならない。

- ・ 「契約法司法解釈（一）」の趣旨を承継した。
- ・ 現在、会社の経営範囲に関する規制が緩和されており、個別の事項のみに事前認可を要する。
(例えば証券、銀行、保険、出版等)

(4) 契約の解除



新たに追加された条項

履行が継続する債務を内容とする不定期契約について、当事者は契約を隨時に解除することができる。ただし、合理的な期間前までに相手方に通知しなければならない。

解除権の行使期間

契約法

95条

解除権の行使期限につき法律で規定されており、又は当事者が契約で定めており、期限が到来しても当事者が行使しない場合は、当該権利は消滅する。

解除権の行使期限につき法律で規定されておらず、又は当事者が契約で定めておらず、相手方による催告を経た後合理的な期間内に行使されない場合は、当該権利は消滅する。

民法典

564条

解除権の行使期限につき法律で規定されており、又は当事者が契約で定めている場合、期限が到来しても当事者が行使しないとき、当該権利は消滅する。

解除権の行使期限につき法律で規定されておらず、又は当事者が契約で定めてない場合、解除権者が解除事由を知った又は知りうべき日から1年間経過しても行使しないとき、又は相手方による催告を経た後合理的な期間内に行使しないとき、当該権利は消滅する。

- 当該期間には、訴訟時効の一時停止、中断、延長の規定が適用されない
- 当該期間満了後、解除権は消滅する

違約当事者による契約解除

契約法

110条

当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が契約の定めに合致しない場合は、相手方は、履行を請求することができる。ただし、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法律上又は事実上履行が不能である場合
- (2) 債務の目的物が強制履行に適しない場合又は履行費用が著しく高い場合
- (3) 債権者が合理的な期間内に履行の請求をしていない場合

民法典

580条

当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が契約の定めに合致しない場合は、相手方は、履行を請求することができる。ただし、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法律上又は事実上履行が不能である場合
- (2) 債務の目的物が強制履行に適しない場合又は履行費用が著しく高い場合
- (3) 債権者が合理的な期間内に履行の請求をしていない場合

前項に定めるいずれかの除外事情を有し、これにより契約の目的が実現できない場合、人民法院又は仲裁機関は、当事者の請求に基づき契約の権利義務関係を終了させることができる。ただし、これは、違約責任の負担に影響を与えない。

(5) 高利貸しの禁止

民法典

680条1項

高利貸を禁止し、貸金の利率は国の関連規定に違反してはならない。



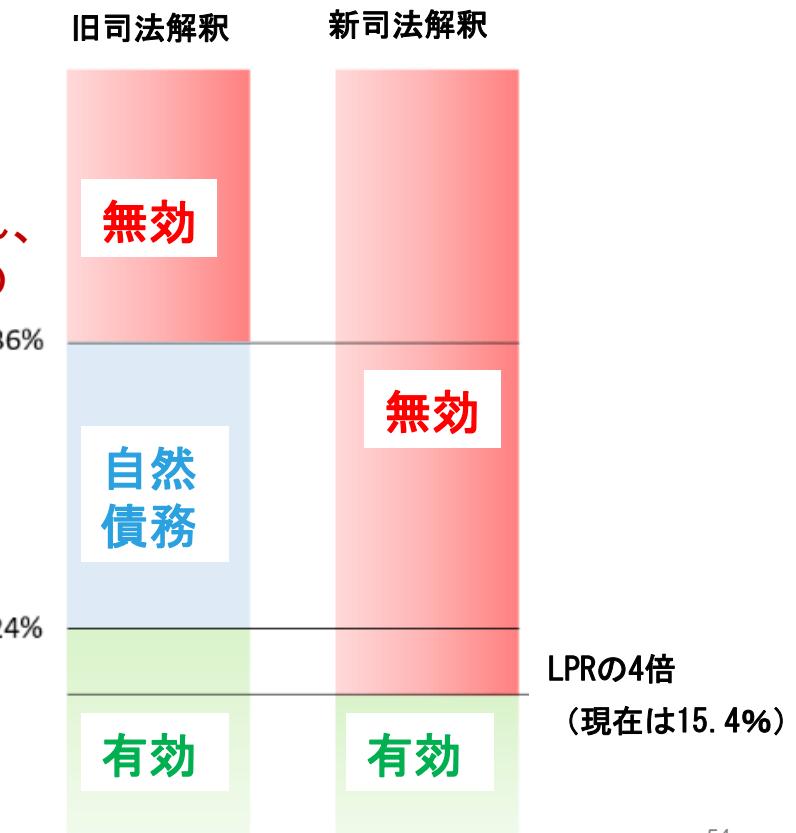
2020年8月19日

「民間貸付事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定」



年間利率24%、36%の基準が廃止され、LPRの4倍で民間貸付利率の司法保護の上限を確定する。

同規定32条：本規定の施行後、人民法院が新たに受理する民間貸付紛争一審事件については、本規定を適用する。



(6) 保証契約における保証責任

担保法

16条

保証には以下の方式がある。

- (1) 一般保証
- (2) 連帯責任保証

19条

当事者が保証の方式について約定していない場合、又は約定が不明確な場合、連帯責任保証に則って保証責任を負う。

民法典

686条

保証の方式には、一般保証及び連帯責任保証が含まれる。

当事者が保証契約において保証の方式について約定していない場合又は約定が不明確な場合、一般保証に則って保証責任を負う。

- 正反対の修正：連帯保証との推定から一般保証との推定へ

2. 人格権編：個人情報保護

民法典

1034条

自然人の個人情報は法により保護される。

個人情報とは、電子又はその他方法により記録された、単独で又は他の情報と結合して特定の自然人を識別できる各種の情報をいい、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、生物識別情報、住所、電話番号、電子メール、健康情報、行動情報等を含む。

1035条

個人情報を処理する場合、合法、正当、必要な原則を遵守しなければならず、過度に処理してはならない。

…個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公布等が含まれる。

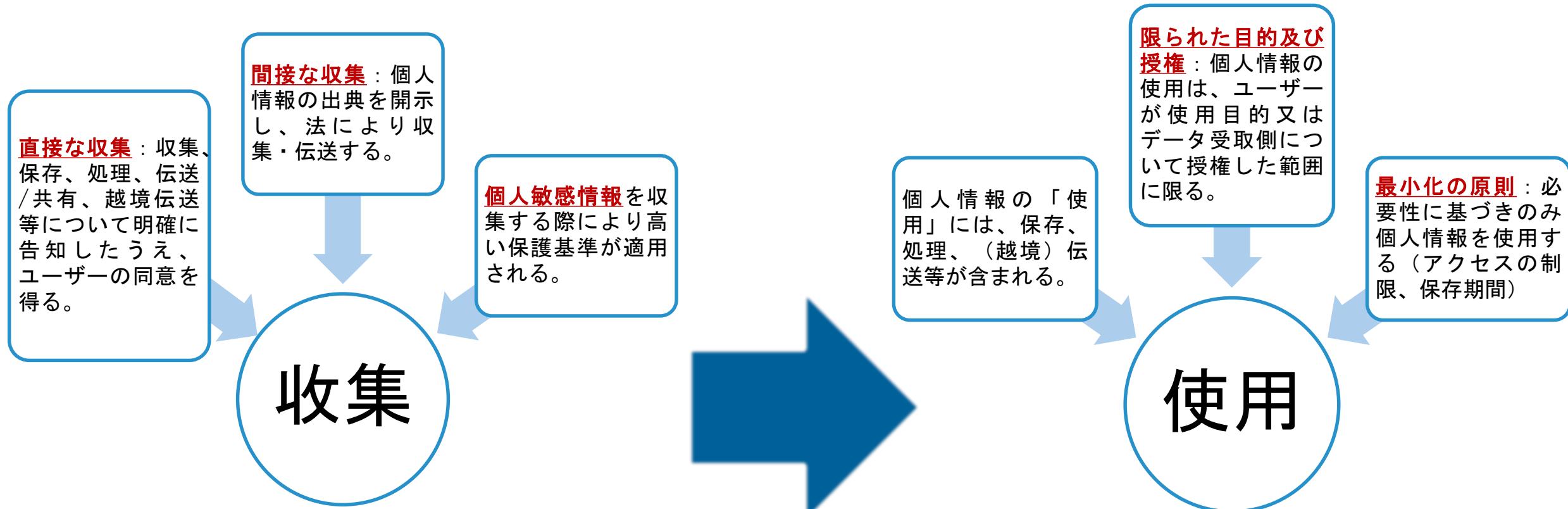
1038条

情報処理者は、その収集・保存した個人情報を漏えい又は改ざんしてはならず、加工を経て特定の個人が識別できず、かつ回復できない場合を除き、自然人の同意を得ない限り、他人に対してその個人情報を違法に提供してはならない。

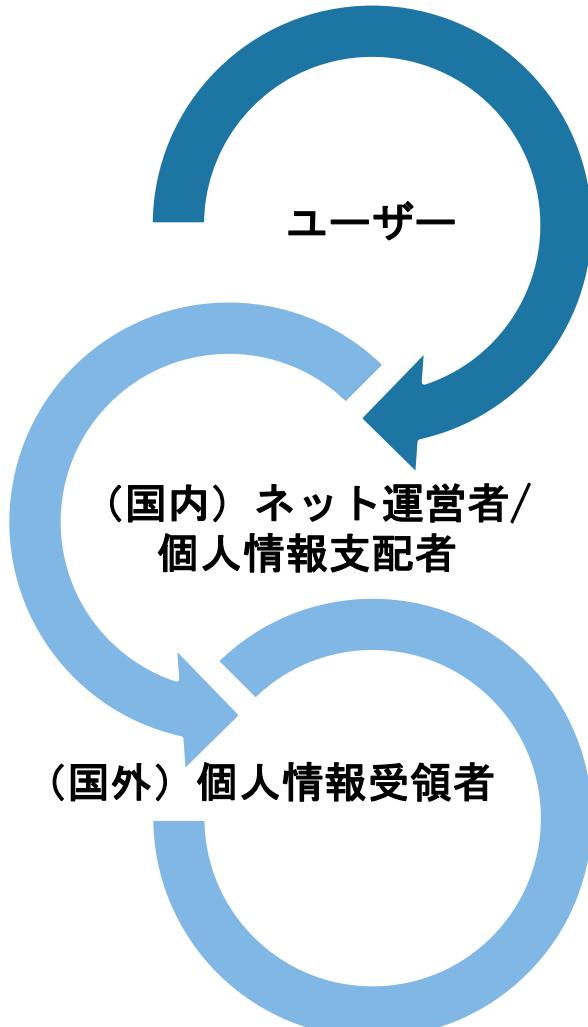
情報処理者は、技術的措置及びその他必要な措置を講じて、その収集・保存した個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、改ざん、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏えい、改ざん、紛失が生じた又は生じうる場合、速やかに救済措置を講じ、規定に従って自然人に告知し、関連する主管部門に報告しなければならない。

- ・個人情報「処理」の概念を初めて定め、個人情報に関わる全ての行為を規制している。
- ・「個人情報保護法」は、全国人民代表大会常務委員会の2020年度法制定作業計画に編入されている。

* 個人情報の収集及び使用（現行規定に基づくまとめ）



* 個人情報の越境伝送



- 現在、一般個人情報（医療データ等、重要データに該当する一部の個人情報を除く）の越境伝送は禁止されていない。
- 「個人情報越境伝送安全評価弁法（意見募集稿）」（伝送前の安全評価及びネット情報部門への申告について規定）等の具体的な規範はまだ施行されていない。

3. 権利侵害責任編：環境保護・生態破壊の責任

(1) 懲罰的損害賠償の追加

民法典

1232条

権利侵害者が法律の規定に違反して故意に環境を汚染し、生態を破壊し、厳重な結果をもたらした場合、権利が侵害された者は、相応の懲罰的賠償を請求することができる。

- 責任主体：権利侵害者
- 主觀要件：故意
- 違法要件：全国人民代表大会又はその常務委員会が制定する法律への違反
- 結果要件：厳重な結果をもたらした場合。（司法解釈又は司法実務による明確化が待たれる）
- 懲罰的賠償の計算方法：規定なし

(2) 生態環境修復制度

民法典

1234条

国の規定に違反して生態環境の損害を生じさせ、これを修復できる場合、国が定める機関又は法律が定める組織は、権利侵害者に対して合理的な期間内の修復の責任を負うよう請求することができる。権利侵害者が期間内に修復しない場合、国が定める機関又は法律が定める組織は、自ら又は他人に委託して修復することができ、必要な費用は権利侵害者が負担するものとする。

1235条

国の規定に違反して生態環境の損害を生じさせた場合、国が定める機関又は法律が定める組織は、権利侵害者に下記の損害及び費用の賠償を請求することができる。

- (1) 生態環境が損害されてから修復が完了するまでの間、サービス機能の喪失により生じる損害
- (2) 生態環境の機能上の永久的な損失による損害
- (3) 生態環境損害調査、鑑定評価等の費用
- (4) 汚染除去、生態環境修復の費用
- (5) 損害の発生及び拡大防止のために支出した合理的な費用

- 通説：生態環境権利侵害については過失責任が適用されるものとする
- 権利者：国が定める機関又は法律が定める組織
- 修復責任の要請方法：権利侵害者に対する修復の要請、自ら又は他人に委託して修復
- 修復費用及び賠償範囲：明確な規定あり



「中国における「民法典時代」の到来」

NBL
2020年7月15日号

◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

01

外貨管理の規制緩和

02

外貨管理の実務における問題点

1. 外商投資法に定める原則

外商投資法21条

外国投資者の中中国国内における出資、利益、資本収益、資産処置による所得、知的財産権の許諾使用料、法により取得する補償又は賠償、清算による所得等は、法により人民元又は外貨で自由に国内への振込み又は国外への送金をすることができる。

実施条例22条、41条

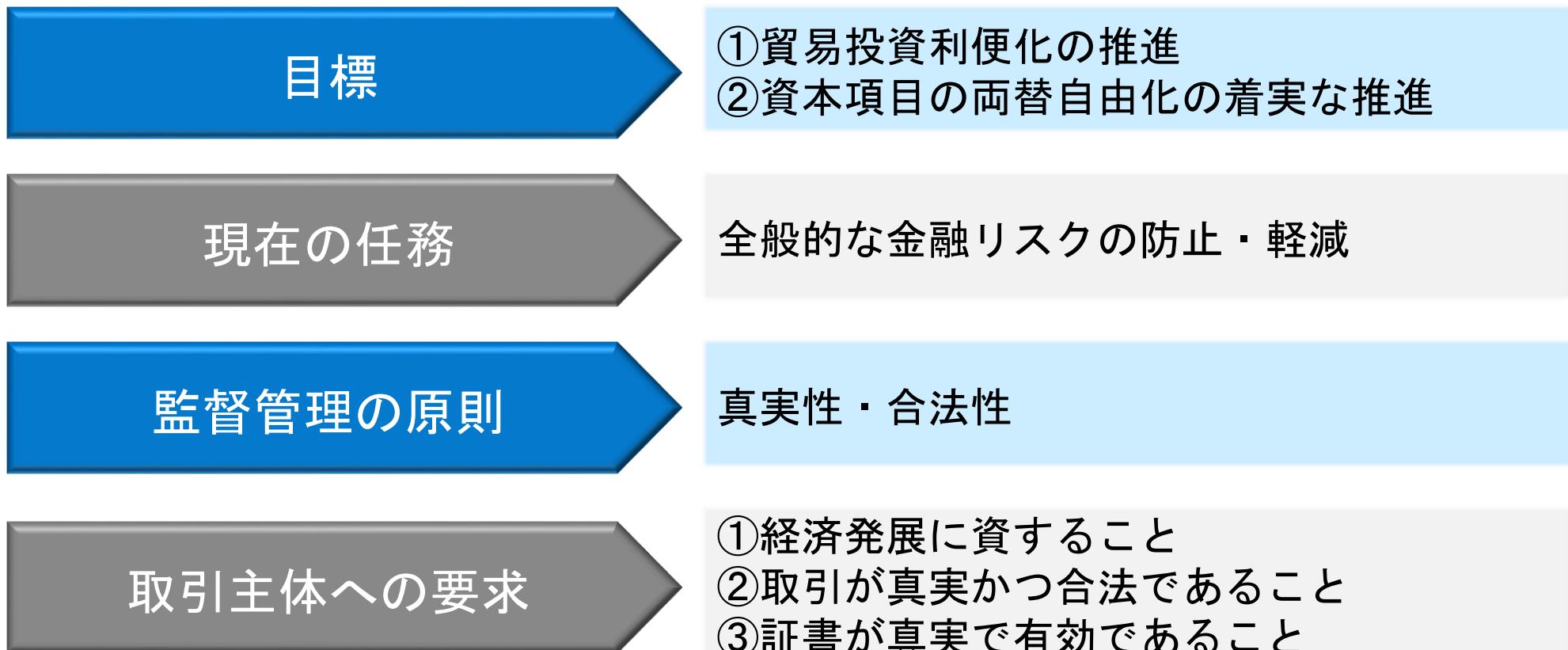
- いかなる単位又は個人に対しても貨幣種類、金額及び国内への振込、国外への送金の頻度などを制限してはならない
- 外商投資企業の外国籍の従業員及び香港、マカオ及び台湾出身の従業員の賃金収入とその他適法な収入は、法により自由に国外へ送金することができる
- 政府、関連部門及びその人員が外国投資者資金の入金、送金を違法に制限したときは、法令によりその責任が追及されうる

◆ 外国投資者の振込み（入金）と送金の自由に対する保護が強化される

◆ 政府、関連部門及びその人員による入金と送金に対する違法な制限に関する責任追及の内容が明らかにされておらず、今後の関連実施細則の立法が注目される

2. 近年の外貨管理改革

(1) 外貨管理改革の方向性



(2) 外貨資本金元転管理方式の改革：支払元転制から自由元転制へ

支払元転制

実際に資金を必要とする際に、その都度、必要な額だけ元転できる制度

自由元転制

支払が発生しなくとも、自社都合により任意のタイミングで元転できる制度

「外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革に関する通達」」 2015年3月30日公布・同年6月1日施行

- 外商投資企業は、支払元転又は自由元転のいずれかを選択できる。
- 自由元転を選択する場合、「人民元転支払待ち口座」を開設し、元転後の資金をまずは当該口座に入金し、実際の需要に基づき使用しなければならない。
- 元転後、資本金による国内持分投資ができる。
- 元転後の資本金は、原則として証券投資、委託貸付、非自社用の不動産購入等の用途に使用してはならない。

*自由元転の比率は、国家外貨管理局が適宜調整できるとされているが、現行の規定では100%、同局による調整となっている。

「越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知」

(匯發 [2019] 28号) (2019年10月23日公布・施行)

- ✓ 非投資性外商投資企業による資本金の国内持分投資に対する制限を撤廃
 - ①現行のネガティブリストに違反しておらず、
 - ②国内で投資するプロジェクトが真実かつ適法である限り、
→法により資本金を国内持分投資に用いることができる
- ✓

「上海自貿区試験区外貨管理改革試行実施細則（4.0）」

- ✓ 非投資性外商投資企業は、実際の投資規模に基づき、資本項目の外貨収入又は元転により得られた人民元資金を国内の持分投資に用いることができる。

(3) クロスボーダー融資に関する政策の更なる緩和

「クロスボーダー融資全般に対するマクロプルーデンス管理に関する事項の通知」

2017年1月11日公布

従来の「投注差」モデル

- ◆ 借入可能外債枠 = 投資総額 - 登録資本金
- ◆ 中長期外債は、発生額ベース
(返済後も借入枠が復活しない方法)
による管理。

マクロプルーデンス管理

- ◆ 借入可能な外債枠を純資産を基準に計算。
- ◆ 外債返済後、その借入可能な枠が復活。

「越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知」

(匯発 [2019] 28号) (2019年10月23日公布・施行)

- ✓ 外債登記管理政策の更なる緩和

➤ 最近の動向：一般企業の借入可能枠が純資産の2倍→2.5倍に拡大

01

中国輸出管理法

02

信頼できない実体リスト

2020年10月17日、全人代常務委員会にて「輸出管理法」採択。2020年12月1日より施行。

立法背景

科学技術をめぐる中国の実力及び国際的影響力の大幅な増大

国内立法の隙間を埋め新たな国際情勢に適応

米国は中国企業に対し頻繁に輸出管理を実施



主な内容

- ◆ 管理品目の範囲を更に明確化
- ◆ 管理行為への規制（再輸出、みなし輸出、国内移転）
- ◆ 監督管理方法（管理リスト、臨時管理、輸出許可、規制リスト）
- ◆ 法的責任（行政責任、刑事責任）
- ◆ その他重要ポイント

2020年9月19日、中国商務部が「信頼できない実体リスト規定」を正式公布、即日施行。

法的根拠

- 対外貿易法
- 国家安全法

外国の実体は信頼できない実体リストの対象となりうるか?
次の要素を総合的に勘案して判断される

外国の実体は外国企業、その他組織又は個人を含む。

- 中国の国家主権、安全又は発展の利益に対する損害の程度
- 中国の企業、その他の組織又は個人の合法的な権利・利益に対する損害の程度
- 経済及び貿易に関する国際的な一般規則への適合性
- その他考慮すべき事項

信頼できない実体リストに掲げられた外国の実体には、次の措置が講じられる

- その実体が中国と関連する輸出入活動に携わることの制限又は禁止
- その実体が中国国内において行う投資の制限又は禁止
- その実体の関係者、交通輸送手段等の入国の制限又は禁止
- その実体の関係者の中国国内における就労許可又は滞在若しくは在留資格の制限又は取消し
- 情状に基づく相應額の過料の賦課
- その他必要な措置

- ・ 「信頼できない実体リスト」は、一般的に、近年アメリカが中国企業に対して頻繁に行う法執行への対抗措置だと考えられている。
- ・ 同リストは輸出規制から生じたものだが、その上位法からすると、現時点ではまだ中国輸出管理法律体系内のリストには含まれていない。





「日系企業が注目すべき中国輸出管理立法の最新動向」

日本貿易会月報No. 788
2020年5・6月号

「中国『信頼できない実体リストに関する規定』の制定と日本企業において注目すべき要点」

商事法務No. 2244
2020年10月25日号

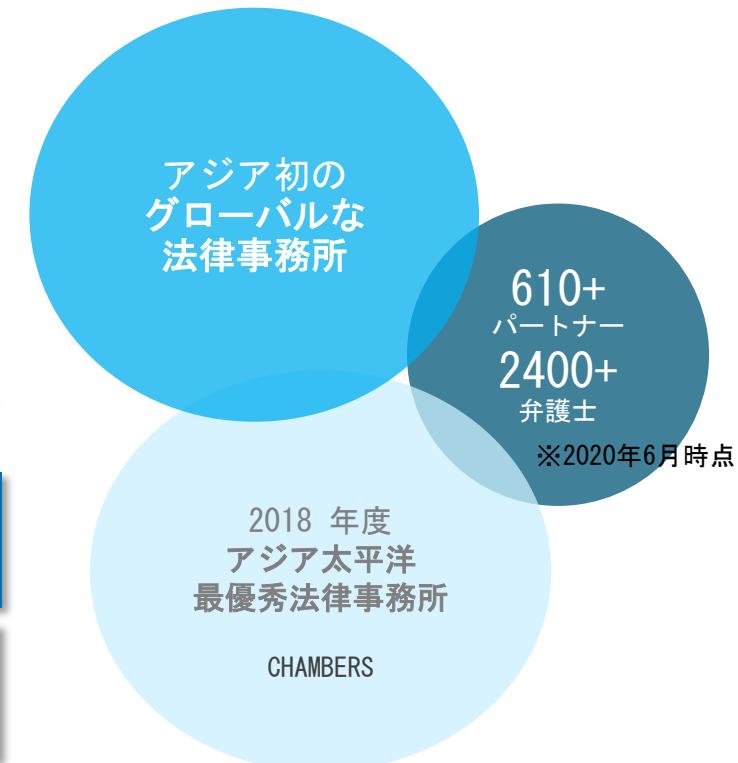
◆ 詳細については、お気軽にご連絡ください。

金杜法律事務所の紹介

1993	1993年、金杜中国は北京において設立
28	全世界28拠点のグローバルネットワーク (中国、日本、オーストラリア、イギリス、アメリカほか)
13 (5)	中国13拠点のローカルネットワーク (日本語対応：北京、上海、深セン、広州、成都)

卓越した制度 + 卓越した人材 + 卓越したサービス = 金杜

会社法務	外商投資	M&A	独禁法	資本証券
清算・破産	銀行・融資	コンプライアンス	貿易・外貨	税関・税務
知的財産権	労働・環境	国外投資	訴訟・仲裁	その他



金杜 (King & Wood Mallesons) 東京事務所の紹介

2004年

金杜外国法事務弁護士事務所 発足

日本法弁護士10名増員

2016年

King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業

クロス
ボーダー
M&A

OUTBOUND
&
INBOUND
投資

国際取引

国際知財

日本国内案件はもとより
各種分野において、強みを更に活かし、
クライアントの皆様に高度かつ迅速な
リーガル・サービスをご提供してまい
ります。

KWMニュースレターの紹介 (日本語版・無料提供)



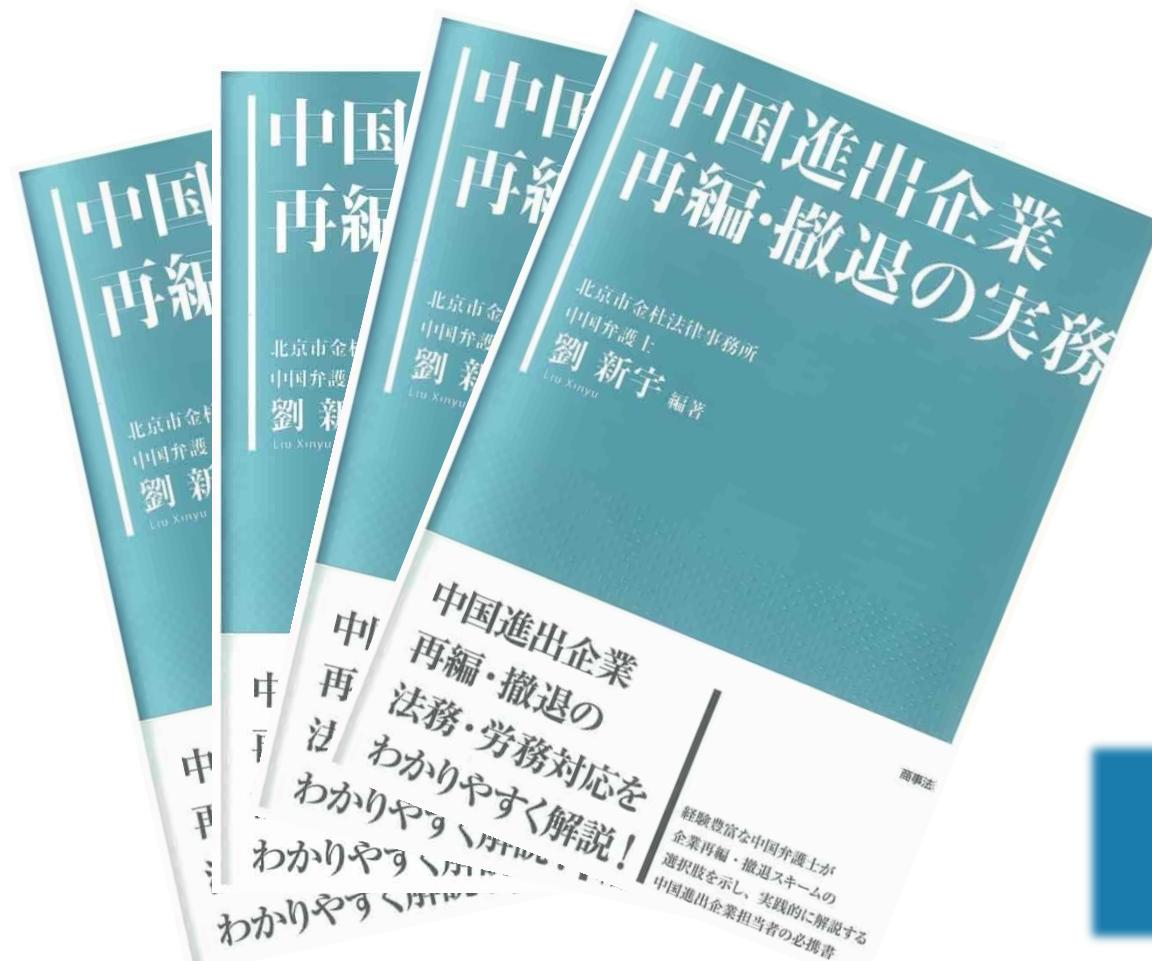
中国法律最前線 —— 1	金社ニュース ——— 19
◆ 独占禁止コンプライアンス遵守ガイドラインの 公開意見募集	◆ 金社、海口事務所を新設
◆ 北京サービス業拡大開放と外資参入緩和の 最新動向について	◆ 金社、チェンバース＆パートナーズ「2020年度アジア太平洋 ガイド」ランキングで21分野がBand1にランクイン
◆ 中国知財リポート —— 6	◆ 金社、Mergermarket 2019年度中国M&Aフォーラムにて 2つの大賞を受賞
◆ 国家知識産局が專利審査指南第二部第九章の 改正草案（意見募集稿）を発表	◆ 金社、『IFLR1000』2020年度ランキングにおいて6分野が Tier1を獲得
重要法令リスト —— 9	◆ 弁護士・劉新宇、税調総署の法律普及講演会にて講師を担当
	◆ 北京市弁護士協会、「企業の輸出管理制度分野に関する リーガルサービス」シンポジウムを開催、金社の顧問が 講師を担当
	◆ 弁護士・劉新宇、対中投資の最新事情について講演
	◆ 論文掲載のご案内



「中国輸出入関連法規制と運用の最新動向」の紹介 (中日版・中英版 無料提供)



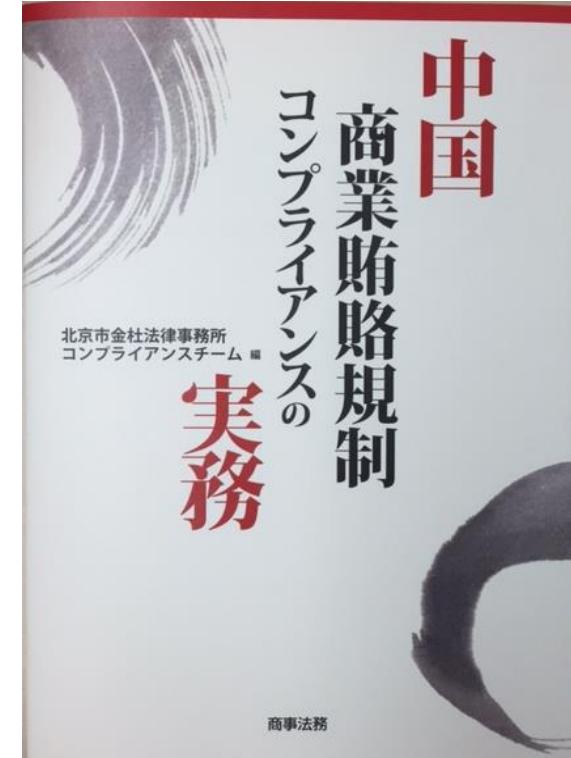
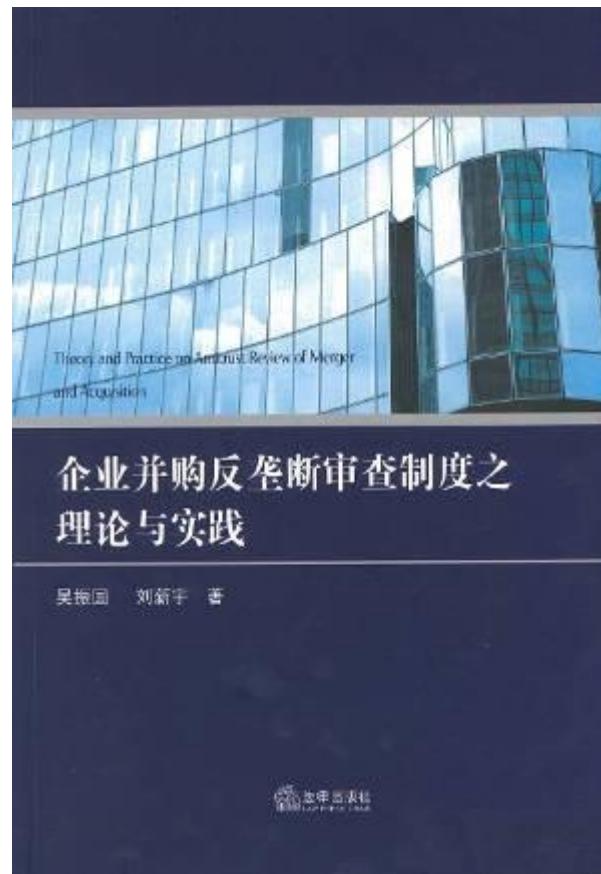
「中国進出企業再編・撤退の実務」の紹介



劉新宇 編著
商事法務



劉新宇 共著
中央経済社



劉新宇 監修
商事法務

「金杜研究院」

微信 (WeChat) 公式アカウント : KWM_China

最新の法令や法実務の動向について、定期的に論文を発表しております。
中国語又は英語ですが、是非フォローのうえ、ご高覧ください。



海关企业信用管理出新规

2018-03-16

新规重点对三方面内容作了修改和调整。

刘新宇
合伙人

详情

——本文作者——



税关企业信用管理に
新たな法令



Legal Risks Confronting Cross-Border E-Commerce

2017-10-23

刘新宇
合伙人

详情

——主要联系人——



越境ECをめぐる
法的リスク



海关、质检机构改革：进出境监管的变
与不变

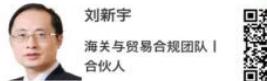
2018-04-16

质检总局的出入境检验检疫管理职责和队伍划入海关总署。

刘新宇
合伙人

详情

——本文作者——



税关、品质检查机构の
構造改革

劉 新宇 金杜法律事務所 中国弁護士

KING&WOOD
MALLESONS
金杜律师事务所

2016年、世界的な法曹評価機関たる英国の「チャンバース
パートナーズ」により、「中国－企業M&A－日本業務専門家」
及び「日本－企業M&A－中国法専門家」（中国で唯一）に
選出されました。



劉 新宇 金杜法律事務所 中国弁護士



TEL : +86 10 58785091
MOBILE : +86 13911481122
liuxinyu@cn.kwm.com

- 中国政法大学大学院 特任教授
- 中国人民大学法学院税関・外為法研究所 共同所長
- 中国国際経済貿易仲裁委員会 仲裁人
- 一般社団法人日本商事仲裁協会 名簿仲裁人
- 中国社会科学院法学研究所私法研究センター 研究員
- 中日民商法研究会 副会長
- 早稲田大学トランシナショナルHRM研究所 招聘研究員
- 中国・太平洋経済協力全国委員会人材資源委員会 委員
- 中国・国家外貨管理局 法律顧問
- 中華全国弁護士協会涉外法律服務委員会 委員
- 中国仲裁法学研究会北東アジア仲裁研究専門委員会 委員
- 北京市弁護士協会国際投資・貿易法律委員会委員長

The background image is a wide-angle aerial photograph of a city at sunset. The sky is a vibrant gradient of orange, yellow, and blue. The city below is densely packed with buildings, roads, and illuminated windows, creating a complex pattern of light and shadow.

*For the best solution
KWM is always by your side*